

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください  
（案件名）

神戸市開発事業における消防水利及び  
消防活動空地等の整備基準の改正

意見募集期間

2024年2月5日～3月5日

問い合わせ先

神戸市消防局警防課

電話 078-322-5747

## 1 意見募集期間

2024年2月5日（月）～2024年3月5日（火）

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）

消防局警防部警防課 意見募集あて

(2) ファクシミリ による提出

(078)325-8597 警防課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: fb\_keikaku@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

消防局警防部警防課

市役所4号館4階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

## 3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。

(3) 提出される書式には、「神戸市開発事業における消防水利及び消防活動空地等の整備基準の改正」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2024年3月上旬頃（予定）に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

#### 4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

## 神戸市開発事業における消防水利及び消防活動空地等の整備基準の改正について

### 1 改正の趣旨

開発事業者が設置しなければならない公共公益施設等のうち消防水利及び消防活動空地等の確保に関する技術的な基準については、神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第 21 条及び第 22 条に基づき「神戸市開発事業に関する技術基準」（以下、「市技術基準」と言います。）に定められています。

そして今回改正を行おうとする「神戸市開発事業における消防水利及び消防活動空地等の整備基準」（以下「整備基準」と言います。）は、市技術基準第 7 章及び第 8 章の各条項の委任を受けて技術的な基準の細目を定めています。この他、開発事業者が行う協議手順、公共公益施設等の検査要領及び帰属手続き等についても定められています。

これらについて、手続きに関する規定は手引き等に別途記載し事業者等が参照しやすくするとともに、公共公益施設等の技術基準について安全性を確保しつつ開発事業者に負担の少ない方策を新設するなど、所要の改正を予定しています。ついてはこの改正について、皆様の意見を募集します。

### 2 意見公募手続きの対象となる改正点の概要

公共公益施設等の技術基準のうち、行政手続条例に基づく審査基準として意見公募手続きの対象となる改正点は、以下の通りです。

#### （1）消火栓又は防火水槽以外の消防水利整備

開発事業者が消防水利として設置する公設消火栓又は公設防火水槽以外の水利について、消防水利の基準第 2 条第 2 項に整合したうえで整理する。

（２） 消防水利の配置に関する基準の明確化及び緩和

既存消防水利により規定の半径の範囲に包含されない場合において、消防活動上支障がないと消防長が認める場合を明示する。

ア 従来その面積基準等が明示されていなかったため、新たに面積基準等を設けた。

イ 既存の消防水利が、消防水利の基準第５条に記載する指定水量の１０倍以上の能力を有する場合の取扱を新設する。

ウ 消防水利を設置することが開発事業区域内に建設する予定の建築物の規模や水道配管の状況からして著しく困難な場合、防火水槽の容量を 60 m<sup>3</sup>以上とすることでその包含距離を 1.5 倍とすることができる特例規定を新設する。

（３） 消防水利の位置に関する基準の緩和

消防ポンプ車から消防水利の吸管投入孔までの距離が 2 m 以内であったものを 4 m 以内に緩和する。

（４） 採水口設備の基準の緩和

採水口設備を設ける場合の基準を緩和する。

（５） 防火水槽用地の仕様の変更

防火水槽用地の除草の仕様について変更した。

（６） 第二種特定工作物の開発にかかる消防水利等の整備基準

都市計画法第４条第 11 項に定める第二種特定工作物の開発事業を行う際の基準を整備する。

（７） 消防活動空地等の仕様について

ア 消防隊がより活動空地进行を認識しやすく、かつ開発事業者にとって選択肢の幅が広がること及び消防はしご車の安全運航及び迅速な消防活動実施の為に消防活動空地进行の仕様について変更する。

イ 連続したバルコニーを1つの非常用進入口等として扱うことのできる幅及び高さの基準を明確にする。

ウ 消防活動空地进行に一般車両の駐車が予想される場合で、黄色の溶着塗装等による明示が困難なときの表示方法について、消防活動空地进行の周囲に明示する方法を追加した。

### 3 施行予定日

令和6年4月1日。ただし、令和6年9月30日までに都市計画法第32条又は神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例第12条の協議が終了した公共公益施設等については、従前の基準によるものとします。

(参考)

1 消火栓又は防火水槽以外による消防水利の整備

現行	改正案
(種別及び配置) 第1 略 2 設置する消防水利は、原則として公設消火栓又は防火水槽とする。ただし、将来にわたり常時支障なく使用できると認められる私設消火栓、プール、遊水地等の消防水利については、維持管理が十分に担保される場合に限り設置できるものとする。	(種別) 第4条 基準第88条第2項ただし書きに規定する、公設消火栓又は公設防火水槽以外で設置可能な水利は次の各号に掲げるものとし、消防法第21条による指定又は誓約書の提出を必要とする。 (1) 私設消火栓又は私設防火水槽 (2) 消防水利の基準第2条第2項第6号又は第8号

2 消防水利の配置に関する基準の明確化及び緩和

ア 既存消防水利による未包含部分について、消防活動上支障がないと消防長が認める場合

現行	改正案
(種別及び配置) 第1 略 2 略 3 消防水利は、開発事業区域が既存消防水利(原則として公設消火栓、公設防火水槽のみ※1)によって、次の表に掲げる区分に応じた半径の円の範囲に包含されないときは、開発事業区域を包含できるよう、新たに消防水利を設置するものとする。ただし、少なくとも防火対象物を包含できるように消防水利が配置され、消防活動上支障がないと消防長が認める場合※2は、この限りでない。 表 略 ※1 略 ※2 道路、駐車場、緑地、公園、広場等火災の発生及び延焼の危険性の低い部分とする。	(消防活動上支障がない場合) 第5条 市技術基準第88条第3項第1号ただし書きに規定する、消防活動上支障がないと認める場合は、次の各号によるものとする。 (1) 消防対象物を含んでいない次のア又はイに該当する部分。 ア 法面その他将来にわたって消防対象物の建造及び利用が見込まれない部分 イ 面積5㎡以下の緑地又は広場等 (2) 既存消防水利(消防水利の基準第2条第2項に規定する河川、海又は湖に限る)によって、市技術基準第88条第3項第1号に定める包含距離に1.5を乗じた距離により包含される部分。

イ 包含距離を1.5倍とすることができる規定の新設

現行	改正案
	(配置)

	<p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 容量 60 m<sup>3</sup>以上の防火水槽を設置する場合で、市技術基準第 88 条第 3 項第 1 号に定める包含距離に 1.5 を乗じた距離により包含される次のア又はイに該当する部分又は場合。ただし、当該部分へのホース延長経路上に、段差、車止め、破壊を要する扉等が設置されていない場合に限る。</p> <p>(別図第 1)</p> <p>ア 開発事業区域内に建設される建築物の規模及び位置により、市技術基準第 88 条第 3 項第 1 号により消防水利を配置し包含することが、事業計画上困難な部分又は消防活動上有効でない部分</p> <p>イ 開発事業区域内に、消火栓を設置できる水道配管の数が 1 以下であり、市技術基準第 88 条第 3 項第 1 号により包含するには、防火水槽を複数設置しなければならない場合。</p>
--	--

### 3 消防水利の位置に関する基準の緩和

現行	改正案
<p>(位置)</p> <p>第 2 消防水利は、次の各号に適合し、かつ消防ポンプ車が容易に部署し、車載吸管で円滑に吸水を行うことのできる位置に設置するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 吸管を延長することが可能な距離は、消防ポンプ車の部署位置から吸管投入孔まで 2 m 以内、採水口設備まで 6 m 以内。(図 3 参照) ただし、消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 27 条に規定する消防用水と水槽を兼用する場合は、採水口設備の設置の有無に関らず、2 m 以内とする。</p>	<p>(位置)</p> <p>第 7 条 消防水利は、次の各号に適合し、かつ消防ポンプ車が容易に停車し、車載吸管で円滑に吸水を行うことのできる位置に設置すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 吸管を延長することが可能な距離は、消防ポンプ車の停車位置から吸管投入孔まで 4 m 以内、採水口設備まで 6 m 以内。(別図第 4 参照) ただし、消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 27 条に規定する消防用水と水槽を兼用する場合は、採水口設備の設置の有無に関らず、2 m 以内とする。</p>



4 採水口設備の基準の緩和

現行	改正案
<p>(採水口設備の規格及び構造)</p> <p>第8 採水口設備は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 公設防火水槽及び総合設計制度利用のために設置される防火水槽に設置する採水口設備は、原則として、別図4の神戸市仕様 (KY-II型) とする。ただし、消防長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 上記以外の防火水槽に設置する採水口設備は、次の号の細目に適合するものとする。</p> <p>ア 取り付け高さは、地表面から吸管結合部の中心まで0.5m以上1m以下。</p> <p>イ 材質は、強度、耐蝕性及び耐熱性を有するもの。</p> <p>ウ 結合部は呼称75mmのメスねじとし、JIS B 9912 (消防用ねじ式結合金具の結合寸法) に適合するもの。</p> <p>エ 覆冠を設け、面板等に「採水口」の文字と水量 (〇m<sup>3</sup>) を表示すること。</p> <p>オ その他、別図5の例を参考にするものとする。</p>	<p>(採水口設備の規格及び構造)</p> <p>第13条 採水口設備は次の各号に適合すること。</p> <p>(1) 取り付け高さは、地表面から吸管結合部の中心まで0.5m以上1m以下。</p> <p>(2) 材質は、強度、耐蝕性及び耐熱性を有するもの。</p> <p>(3) 結合部は呼称75mmのメスねじとし、JIS B 9912 (消防用ねじ式結合金具の結合寸法) に適合するもの。</p> <p>(4) 覆冠を設け、面板等に「採水口」の文字と水量 (〇m<sup>3</sup>) を表示すること。</p> <p>(5) その他、別図第9の例を参考にするものとする。</p>

5 防火水槽用地の仕様の変更

現行	改正案
<p>(防火水槽用地の仕様)</p> <p>第9 防火水槽用地は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 公設防火水槽用地の地表面は、原則として、コンクリート舗装 (厚さ7cm以上、刷毛引き仕上げ) とする。ただし、消防長が認める場合に限り、自然色のカラーアスファルト舗装 (厚さ5cm以上、非透水性)、インター</p>	<p>(防火水槽用地の仕様)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 防火水槽用地の地表面は、原則として、コンクリート舗装 (厚さ7cm以上、刷毛引き仕上げ) とする。ただし、消防長が認める場合に限り、自然色のカラーアスファルト舗装 (厚さ5cm以上、非透水性) 又はインターロッキングブロック舗装等にすることができる。なお、いずれの舗装方法においても、防草シート等で雑草対策を十分</p>

<p>ロッキングブロック舗装等にすることができ。なお、いずれの舗装方法においても、除草剤、防草シート等で雑草対策を十分に施すこと。</p>	<p>に施すこと。</p>
---	---------------

6 第二種特定工作物の開発にかかる消防水利等の整備基準

現行	改正案
<p>(ゴルフ場等開発事業)</p> <p>第1 ゴルフ場、レジャーランド等について、消防水利を必要とする開発区域は、クラブハウス、管理棟、寮等建築物にかかる敷地面積を基準に、次の各項のとおり設置するものとする。</p> <p>2 ゴルフ場に関する事項は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) クラブハウスの敷地内に、防火水槽を設けることとする。ただし、将来にわたり常時支障なく使用できるプール、池、泉水等があり、維持管理が担保される場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 建築延面積が60㎡以上の休憩所、茶店等を設けた場合は、散水栓の有効範囲に入るようにすることとする。</p> <p>(3) ゴルフ場等の開発区域の周囲に植樹する場合は、常緑の低灌木木(防火樹)を幅2m以上植樹するよう努めることとする。ただし、幅2m以上の遊歩道等があり、延焼の恐れがない場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 散水栓の設置し、消火活動用放水器具箱を付置するときは、40mmホース5本以上及び口径8mmから15mmの筒先1本を常備する。</p> <p>(5) ゴルフ場等の休憩所等には、喫煙場所を設けることとする。また、遊歩道、ハイキングコース等を設けた場合は、途中の広場に喫煙場所を設けることとする。</p> <p>3 レジャーランド施設については、開発面積6haごとに一の消防水利を設けることとし、その</p>	<p>(第二種特定工作物の基準)</p> <p>第17条 市技術基準第99条に定める、法第4条第11項に定める第二種特定工作物の開発事業を行おうとする事業者が実施すべき協議における消防水利の設置は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 消防水利の有効範囲は140mとし、開発事業区域内の防火対象物をこれに含むこと。また、その他の工作物も可能な限り含むように努めること。</p> <p>(2) 前号により設置する消防水利のうち一以上を防火水槽とし、以降開発事業区域の面積が6ha増加するごとに一の防火水槽を加えること。</p>

有効範囲は 140m とする。	
-----------------	--

7 消防活動空地等の仕様

ア 消防活動空地の芝生貼を行う場合の削除

現行	改正案
<p>(活動空地)</p> <p>第 3 消防活動空地は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(7) 活動空地の適用荷重は T-25 以上とし、原則、上地はアスファルト舗装又はセメントコンクリート舗装とする。ただし、同等以上の地盤支持力を有する場合で、消防長が、消防活動上支障がないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(8) T-25 以上の耐圧が確保されているものであっても、マンホール蓋及び側溝用グレーチング蓋等を消防活動空地の一部としてはならない。</p>	<p>(活動空地の基準)</p> <p>第 18 条 市技術基準第 101 条に定める消防活動空地の基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (5) 略</p> <p>(6) 活動空地の適用荷重は T-25 以上とすること。</p> <p>(7) 活動空地の上地はアスファルト舗装又はセメントコンクリート舗装とし、マンホール蓋、側溝用グレーチング蓋等及び芝生等を含んではならない。ただし、消防長が、消防活動上支障がないと認める場合は、この限りでない</p>

イ 消防活動空地等を確保時の連続したバルコニー幅及び高さの基準の明記

現行	改正案
<p>(活動空地)</p> <p>第 3 消防活動空地は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 全ての非常用進入口等に対して設置できるようにすること。ただし、バルコニーが連続して設置されている場合、3 スパン・4 住戸分までは、消防隊が破壊版を破壊することにより横方向の移動、活動が可能と判断することができる。</p>	<p>(活動空地の基準)</p> <p>第 18 条 市技術基準第 101 条に定める消防活動空地の基準は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 消防活動空地は、建築基準法施行令第 126 条の 6 の規定により設置する非常用の進入口、同条第 2 号の規定により設置する窓その他の開口部及び共同住宅の各住戸又は宿泊施設の各寝室に設けられたバルコニー等（以下「非常用進入口等」という。）に対して、消防はしご車が有効に架梯できる位置に設置すること。ただし、バルコニーが連続して設置されている場合で、消防隊が破壊版を破壊して通過する</p>

	<p>経路のうち最も狭い個所が水平方向に 0.8m以上、垂直方向に 1.2m以上確保されているときは、3 スパン・4 住戸分を上限に一の非常用進入口等とみなすことができる。</p>
--	--

ウ 消防活動空地に黄色の溶着塗装等が困難な場合の代替措置

現行	改正案
<p>(標識及び表示)</p> <p>第4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 活動空地に一般車両の駐車が予想される場合は、別図 15 を例に黄色の溶着塗装等で消防活動空地を標示し、一般車両の駐車を規制する措置を講じるものとする。ただし、標示が困難な場合は、別図 16 を例に標識を掲出すること。</p>	<p>(標識等)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、標示が困難な場合は、別図 19 を例に標識を付近に掲出し、若しくは活動空地の表面に配置し、又は次の各号により活動空地の周囲を明示すること。</p> <p>(1) 明示板等を活動空地の周囲 3 mおきに設置すること。</p> <p>(2) 明示板等は容易に視認できる色とすること。</p> <p>(3) 明示板等は、埋め込みボルト及び接着剤等により強固に設置すること。</p>